

調剤報酬点数表

調剤報酬＝調剤基本料＋薬剤調製料＋薬剤調製料の加算＋薬学管理料＋薬剤料＋特定保険医療材料＋その他

調剤技術料

調剤基本料（処方箋の受付1回につき）

調剤基本料2 処方箋受付回数が月1,800回超および集中度が85%超	30点
（長期投与の分割調剤時：1分割調剤につき、1処方箋の2回目以降）	5点
（後発医薬品の分割調剤時：1分割調剤につき、1処方箋の2回目のみ）	5点
（分割指示に係る処方箋の分割調剤時：2回目以降、1分割調剤につき）	
調剤基本料＋加算／分割回数薬剤調製料＋加算／分割回数薬学管理料／分割回数	
地域支援・医薬品供給対応体制加算4	37点
連携強化加算	5点
在宅薬学総合体制加算1	30点
バイオ後続品調剤体制加算	50点
電子的調剤情報連携体制整備加算（マイナ保険証30%以上、月1回まで）	8点
薬剤調製料	
1 内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く（1剤につき、3剤分まで）	24点
2 屯服薬	21点
3 浸煎薬（1調剤につき、3調剤分まで）	190点
4 湯薬（1調剤につき、3調剤分まで）	
イ 7日分以下の場合	190点
ロ 8日以上28日分以下の場合	
（1）7日分以下	190点
（2）8～27日分	10点／1日分
ハ 29日分以上の場合	400点
5 注射薬	26点
6 外用薬（1調剤につき、3調剤まで）	10点
7 調製料の加算	
①内服用滴剤（1調剤につき）	10点
② 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料または毒薬加算（1調剤につき）	
麻薬を調剤した場合	70点
向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合	8点
③ 薬剤調製料の時間外加算等	
時間外加算（深夜及び休日を除く）	10割加算
休日加算（深夜を除く）	14割加算
深夜加算（深夜：午後10時から午前6時）	20割加算
④ 薬剤調製料の夜間・休日等加算（処方箋受付1回につき）	40点
⑤ 自家製剤加算	
イ 内服薬及び屯服薬（1調剤につき）	
（1）錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の内服薬	20点／7日分
（2）錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の屯服薬	90点
（3）液剤	45点
ロ 外用薬（1調剤につき）	
（1）錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤	90点
（2）点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤	75点
（3）液剤	45点

薬学管理料

調剤管理料（処方箋受付1回につき）

1 内服薬（内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬を除く（1剤から3剤まで））	
イ 長期処方（28日分以上）の場合	60点
ロ イ以外の場合	10点
2 1以外の場合	10点
調剤時残薬調整加算	
イ在宅患者へ処方箋を交付する前に処方内容を処方医に相談し、処方に係る提案が反映された処方箋	50点
を受け付けた場合	
ロ在宅患者について調剤日数の変更が行われた場合	50点
（イの場合を除く。）	
ハかかりつけ薬剤師により調剤日数の変更が行われた場合（イ及びロの場合を除く。）	50点
ニ イからハまで以外の場合	30点
薬学的有害事象等防止加算	
イ在宅患者へ処方箋を交付する前に処方内容を処方医に相談し、処方に係る提案が反映された処方箋	50点
を受け付けた場合	
ロ在宅患者について処方に変更が行われた場合（イ	50点
の場合を除く。）	
ハかかりつけ薬剤師による照会の結果、処方に変更が行われた場合（イ及びロの場合を除く。）	50点
ニ イからハまで以外の場合	30点
服薬管理指導料	
1 原則3月以内に再度処方箋を持参し、手帳を提示した患者に対して行った場合	45点
イ かかりつけ薬剤師が行った場合	ロ イ以外の場合
2 1の患者以外の患者に対して行った場合	59点
イ かかりつけ薬剤師が行った場合	ロ イ以外の場合
3 介護老人福祉施設等に入所している患者に訪問して行った場合	45点
4 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合	
イ 原則3月以内に再度処方箋を提出した患者に対して行った場合	45点
ロ 在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して行った場合（ハの場合を除く。）	59点
ハ ロのうち、患者の状態の急変等に伴って行った場合	ニ イからハまで以外の場合
麻薬管理指導加算	22点
特定薬剤管理指導加算1（ハイリスク薬指導加算）	
イ 新たに処方された場合	10点
ロ 保険薬剤師が必要と認めて行った場合	5点
特定薬剤管理指導加算3	
イ 医薬品リスク管理計画に基づく指導を行った場合（対象薬の最初の処方時1回まで）	5点
ロ 選定療養、医薬品銘柄（対象薬の最初の処方時1回まで）、バイオ後続品の説明	10点
乳幼児服薬指導加算（6歳未満の乳幼児）	12点
小児特定加算	350点
吸入薬指導加算（6月に1回まで）	30点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算（3月に1回まで）	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算（6月に1回まで）	230点

外来服薬支援料 1	
外来服薬支援料 2	185 点
イ 42 日分以下の場合	34 点／7 日分
ロ 43 日分以上の場合	240 点
施設連携加算（月 1 回まで）	50 点
服用薬剤調整支援料 1（内服薬 6 種類以上→2 種類以上減少、月 1 回まで）	125 点

服用薬剤調整支援料 2（複数の保険医療機関から内服薬 6 種類以上
→かかりつけ薬剤師が処方医への重複投薬等の解消提案、6 月に 1 回まで）

調剤後薬剤管理指導料	
1 2 型糖尿病患者	60 点
2 慢性心不全患者（心疾患による入院経験がある患者）	60 点

在宅患者訪問薬剤管理指導料

（患者 1 人につき月 4 回まで ※末期の悪性腫瘍の患者等の場合は週 2 回かつ月 8 回まで）

1 単一建物診療患者が 1 人の場合（保険薬剤師 1 人につき週 40 回まで）	650 点
2 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合（保険薬剤師 1 人につき週 40 回まで）	320 点
3 1 及び 2 以外の場合	290 点

麻薬管理指導加算（1 回につき）100 点 乳幼児加算（6 歳未満の乳幼児、1 回につき）100 点

小児特定加算（1 回につき）450 点

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（1 と 2 を合わせて月 4 回まで）

1 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変	500 点	2 1・3 以外	200 点
----------------------	-------	----------	-------

乳幼児加算（6 歳未満の乳幼児、1 回につき）100 点 小児特定加算（1 回につき）450 点

イ夜間訪問加算（夜間）400 点 ロ休日訪問加算（休日）600 点 ハ深夜訪問加算 1,000 点

在宅患者緊急時等共同指導料（月 2 回まで）700 点

麻薬管理指導加算（1 回につき）100 点 乳幼児加算（6 歳未満の乳幼児、1 回につき）100 点

小児特定加算（6 歳未満の乳幼児、1 回につき）450 点

退院時共同指導料 600 点

服薬情報等提供料 1（保険医療機関からの求め、月 1 回まで）30 点

服薬情報等提供料 2

 イ 保険医療機関 20 点 ロ リフィル処方箋の調剤後 20 点 ハ 介護支援専門員 20 点

服薬情報等提供料 3（入院前の患者に係る保険医療機関からの求め、3 月に 1 回）50 点

経管投薬支援料（初回のみ）100 点 在宅移行初期管理料 230 点

訪問薬剤管理医師同時指導料 150 点 複数名薬剤管理指導訪問料 300 点

薬剤料

使用薬剤料（所定単位につき 15 円以下の場合）1 点

使用薬剤料（所定単位につき 15 円を超える場合）10 円又はその端数を増すごとに 1 点

使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

多剤投与時の通減措置（1 処方につき 7 種類以上の内服薬、特別調剤基本料 A・B の保険薬局の場合）

所定点数の 90/100 に相当する点数

特定保険医療材料

特定保険医療材料（厚生労働大臣が定めるものを除く） 材料価格を 10 円で除して得た点数

使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

その他区分

調剤ベースアップ評価料 4 点（処方箋受付 1 回につき）

 令和 9 年 6 月以降においては 200/100 に相当する点数により算定

調剤物価対応料 1 点（3 月に 1 回まで）

 令和 9 年 6 月以降においては 200/100 に相当する点数により算定

◇ご不明な点は、薬剤師へお気軽にお尋ねください。

アイル薬局 住吉店